

令和7年度 寒河江市老朽住宅等管理支援事業補助金 (危険ブロック塀等除却)

道路に面したブロック塀等で安全性を確認できないものについて、除却等の一部の費用を補助します。

ブロック塀等とは

- コンクリートブロック造り、石造り、れんが造りその他組積造りによる塀及び門柱を指します。

対象者

- 除却し、又は改修しようとするブロック塀等又はブロック塀等が設置されている土地の所有者
- 市税等を滞納していない方

対象工事

- ブロック塀等が道路沿いに設置され、道路面からの高さが1メートル以上のもの
- 寒河江市移住推進空き家利活用支援事業(危険ブロック塀等除却)補助金交付要綱の別表2又は別表3において、一つでも不適合があるもの
- 除却後に新たにブロック塀等を建築する場合は、建築基準法に規定する要件を満たすこと。
- 令和8年2月10日までに完了報告書を提出できるもの。

助成できる金額

- 除却又は改修に要する工事費の2分の1又は当該ブロック塀等の見付け面積(塀の高さに延長を乗じて得られる面積)に1平方メートル当たり4,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額。
1件につき80,000円を限度とします。

補助金の申請

- 申請をされる前に、必ず事前相談をしてください。
- 申請書類審査後に、交付決定通知書をお送りしますので、除却等の工事は交付決定通知書を受け取った後に着工してください。
- 予算額に達し次第、受付を終了します。
- 添付書類

【交付申請書提出時】

- ・交付申請書 ・除却又は改修するブロック塀等の位置図 ・平面図(改修にあつては、改修後の予定平面図も) ・立面図(求積図) ・交付要綱別表第2又は別表第3にチェックをしたもの ・工事前の写真(全面及び危険個所がわかるもの) ・除却又は改修に要する工事費の見積書 ・納税証明書

【工事完了報告時】

- ・実績報告書 ・工事請負契約書の写し ・預金通帳の写し(口座情報が記載されている部分)
- ・除却又は改修の施工個所の写真(着工前、工事中、及び工事完了後のもの)
- ・除却又は改修後の平面図、立面図(求積図) ・除却又は改修に要した工事費の領収書